

厚生労働省福島労働局発表
令和6年3月27日(水)

担 課 課 当	【照会先】
	福島労働局職業安定部職業対策課
	長 安 田 寿 夫 補 佐 金 澤 博 子
	地方障害者雇用担当官 有 馬 正 博 TEL 024(529)5463 FAX 024(536)4211

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき 市町村等の20機関へ障害者採用計画の適正実施を勧告

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、国及び地方公共団体(「以下公的機関という。’)に、法定雇用率以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない公的機関は、障害者採用計画を作成しなければなりません。しかしながら、福島県内の各市町村等の機関における障害者雇用率(法定雇用率×2.6%)は、2.25%(令和5年6月1日現在)にとどまっています。

その中でも、下記の20機関は、令和4年6月1日現在、公的機関に義務付けられている法定雇用率2.6%を達成できなかったため、令和5年1月に1年間にわたる障害者採用計画を作成しましたが、計画終期(令和5年12月末)現在、雇用状況に改善が見られず、この採用計画に基づく実施ができていません。

このため、障害者雇用促進法第39条第2項の規定に基づき、新たに作成、実施した計画(計画期間:令和6年1月1日～令和6年12月31日)を適正に実施するよう、令和6年3月22日付けで福島労働局長名による適正実施勧告を行いました。

記

◎適正実施勧告の対象となる公的機関(20機関)

1桑折町、2金山町、3下郷町、4昭和村、5檜枝岐村、6喜多方市、7西会津町、8白河市、9矢吹町、10棚倉町、
11矢祭町、12塙町教育委員会、13須賀川市教育委員会、14鏡石町、15新地町、16相馬方部衛生組合、
17大熊町、18双葉町、19浪江町、20川内村

地方公共団体等に対する雇用率達成指導の流れ

○令和4年6月1日

法定雇用率 **未達成**
(法定雇用率 2.6%)

○令和5年1月1日

採用計画の作成・実施

○令和5年12月31日

採用計画の期間満了

(※) 適正実施勧告の発出基準
次にいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 計画終期における採用計画実施率50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。
※1

○令和6年3月

適正実施勧告
(労働局長)

※1 6月1日における障害者採用計画の実施状況の通報において障害者雇用率を達成していたが、障害者採用計画の終期時点で計画期間内に障害者雇用率を達成していない機関については、「前年の6月1日」を「前計画の終期時点」と読み替える。

○令和5年6月1日現在

法定雇用率 **未達成**
(法定雇用率 2.6%)

○令和6年1月1日

採用計画の作成・実施

(1年間)

○令和6年12月31日

採用計画の期間満了



市町村等の機関における障害者雇用状況(詳細)

1 市町村等の機関に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	7機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	5機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関※	
勧告の対象となった機関	20機関
合 計	32機関

引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を

2 障害者採用計画にかかる適正実施勧告対象機関における雇用状況

No.	機関名	R4.6.1現在				④障害者の数	R5.12.31現在				備考
		法定雇用率2.6%		③法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	法定雇用率2.6%		③法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	④障害者の数			
		①実雇用率	②不足数		①実雇用率				②不足数		
1	桑折町	0.94	1.0	106.5	1.0	0.97	1.0	103.0	1.0		
2	金山町	0.00	1.0	73.0	0.0	0.00	1.0	70.0	0.0		
3	下郷町	0.86	2.0	116.0	1.0	0.89	1.0	112.0	1.0		
4	昭和村	0.00	1.0	50.0	0.0	0.00	1.0	49.0	0.0		
5	檜枝岐村	0.00	1.0	75.0	0.0	0.00	1.0	76.0	0.0		
6	喜多方市	1.10	8.0	547.0	6.0	0.70	11.5	643.5	4.5		
7	西会津町	0.00	2.0	100.0	0.0	0.00	5.0	195.0	0.0		
8	白河市	2.40	1.0	874.0	21.0	2.07	4.0	868.0	18.0	※R4.6.1現在をR4.12.31現在に読み替え	
9	矢吹町	1.39	1.0	143.5	2.0	1.36	1.0	147.5	2.0		
10	棚倉町	0.00	2.0	86.0	0.0	0.00	2.0	87.0	0.0		
11	矢祭町	0.00	1.0	54.0	0.0	0.00	1.0	57.0	0.0		
12	塙町教育委員会	0.00	2.0	85.0	0.0	0.00	2.0	90.0	0.0		
13	須賀川市教育委員会	1.76	2.0	341.0	6.0	2.24	1.0	312.5	7.0		
14	鏡石町	0.85	2.0	117.5	1.0	0.84	2.0	118.5	1.0		
15	新地町	1.61	1.0	124.0	2.0	1.52	1.0	132.0	2.0		
16	相馬方部衛生組合	0.72	2.0	138.5	1.0	0.72	2.0	139.5	1.0		
17	大熊町	1.36	1.0	147.5	2.0	0.00	3.0	152.0	0.0		
18	双葉町	1.14	1.0	88.0	1.0	0.75	2.0	132.5	1.0		
19	浪江町	0.50	4.0	200.0	1.0	1.00	3.0	200.0	2.0		
20	川内村	1.21	1.0	82.5	1.0	0.58	1.5	86.0	0.5		

※ 6月1日における障害者採用計画の実施状況の通報において障害者雇用率を達成していたが、障害者採用計画の終期時点で計画期間内に障害者雇用率を達成していない機関については、「前年の6月1日」を「前計画の終期時点」と読み替える。

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率職員相当数を除いた職員数である。

注2 「備考」欄の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該機関A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。

注3 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5人カウントしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であって、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であって政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては、百分の二・五とする。